

令和2年6月25日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会資料

(令和2年6月23日付託分)

警 察 本 部

目 次

ページ

令和2年度6月補正予算

- 1 令和2年度6月補正予算の内容【警察本部関係】…………… 1
- 2 令和2年度6月補正予算の事業について【警察本部関係】…………… 2
- 3 令和2年度一般会計6月補正予算給与費明細について【警察本部関係】…………… 3
- 4 令和2年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】…………… 4

議案（条例その他）

- 5 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要…………… 5

1 令和2年度6月補正予算の内容【警察本部関係】

(一般会計)

(単位 千円)

内訳 科目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				説明
				特定財源			一般財源	
				国庫支出金	県債	その他		
(款) 警察費	197,544,083	△101,113	197,442,970	△12,822	—	—	△88,291	
(項) 警察 管理費	188,952,519	△23,994	188,928,525	14,825	—	—	△38,819	給与費 △53,644 留置施設運営 費 650 警察施設各所 営繕費 29,000
(項) 警察 活動費	8,591,564	△77,119	8,514,445	△27,647	—	—	△49,472	オリンピック ・パラリン ピック推進事 業費 △79,396 交通警察活動 費 2,277
一般会計 計	197,544,083	△101,113	197,442,970	△12,822	—	—	△88,291	

2 令和2年度6月補正予算の事業について【警察本部関係】

(1) 10款 警察費 1項 警察管理費

- ・ 給与費

△53,644千円 【予算に関する説明書（その3） 31頁】

管理職手当受給者の令和2年6月期・12月期の期末手当・勤勉手当について減額措置を行うことに伴い、給与費を補正減する。

- ・ 留置施設運営費

650千円 【予算に関する説明書（その3） 31頁】

新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある被留置者を早期に発見するため、呼吸器不全や肺炎を疑う症状を把握することが可能となるパルスオキシメーターを整備する。

- ・ 警察施設各所営繕費

29,000千円 【予算に関する説明書（その3） 31頁】

新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある被留置者が、ほかの被留置者や留置担当官と接触することなく、物理的に隔離された空間で留置できるよう留置施設の一部を改修する。

(2) 10款 警察費 2項 警察活動費

- ・ オリンピック・パラリンピック推進事業費

△79,396千円 【予算に関する説明書（その3） 31頁】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に伴い、令和2年度中の執行が不用となった経費を補正減する。

- ・ 交通警察活動費

2,277千円 【予算に関する説明書（その3） 31頁】

交通違反取締りの現場において接触せず距離を取って運転手の酒気を確認するため、アルコール感知器を整備する。

3 令和2年度一般会計6月補正予算給与費明細について【警察本部関係】

(警察職員)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員 手当	千円 △45,340	減額措置に 伴う減分	千円 △45,340 令和2年6月期・12月期 期末・勤勉手当削減分	期末手当及び勤勉手当 管理職手当受給者 8%減額

4 令和2年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
オリンピック・パラリンピック警備体制強化事業費	千円 81,698	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和3年度	81,698		そ の 他	—
						一般財源	81,698

5 神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

社会情勢の変化に伴い顕在化した新たな迷惑行為に対応するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 盗撮行為等に係る禁止場所の追加（第3条関係）

集会場、事務所、学校その他の不特定若しくは多数の者が利用する場所にいる人又は貸切バス、タクシーその他の不特定若しくは多数の者が利用する乗物に乗っている人に対する盗撮行為等を禁止する。

イ つきまとい等に係る規制内容等の変更（第11条関係）

ストーカー行為等の規制等に関する法律におけるつきまとい等の定義の変更に合わせて、次の2点について規制内容を変更する。

(ア) 住居等の付近をみだりにうろつく行為を追加する。

(イ) 拒まれたにもかかわらず、電子メールの送信等をする行為について、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限定する。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和2年11月1日

イ 経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。